

## 乗車券の有効期間

- ▼ 営業キロが100キロまでの場合と、大都市近郊区間（[「運賃計算の特例」参照](#)）内のみをご利用になる場合の乗車券は、発売当日のみ有効です。  
101キロ以上の乗車券の有効期間は次のとおりです。

営業キロ	200キロまで	400キロまで	600キロまで	800キロまで	1000キロまで
乗車券の有効期間	2日	3日	4日	5日	6日

\* 1001キロ以上は200キロごとに1日を加えます。

- ▼ 有効期間早わかり方程式  
 $A \text{キロ} \div 200 \text{キロ} + 1 \text{日} = \text{有効期間}$ （小数点以下切り上げ）
- ▼ 往復乗車券の有効期間は、片道乗車券の2倍です（博多～新下関間にかかわる往復乗車券の有効期間は、「ゆき」「かえり」それぞれの合計です）。
- ▼ 乗車中に有効期間を経過した場合は、途中下車をしない限り券面に表示された最終駅まで使用できません。